令和7年度　地域経済振興事業活動助成金　公募要項

**１．概要**

本助成金は島田市商工会会員事業所が「地域経済振興事業」を実施するための事業費の助成を行うものとする。

※本助成金は令和7年度島田市商工会総代会での予算承認を得た場合に実施する。

**２．目的**

地域経済振興を通じ、島田市が魅力ある地域になること。市内外に活動を周知できること。

＜地域経済振興の定義＞

・事業を通して主催者の経営支援に繋がり、同時に地域に住む市民と事業者、または市民同士の結びつきが深まること。また、一過性の事業ではなく、事業後も継続的な効果が望めること

・島田市に存在する魅力を掘り起こし、面的、横断的にとらえ、創造的な発想、取り組みとすること

・島田市内に効果が限定されず、市外からの効果を得られること

・地域のブランド化につながり、にぎわいを創出すること

・会員事業所の経済活動の振興につながり実現可能な事業であること

**３．内容**

（1）事業実施期間：交付決定日（令和７年6月末）～令和８年2月28日まで

（2）助成金額：1事業あたり上限10万円（下限5万円）

（3）助成率：1/2（宣伝広告費、ウェブサイト関連費はそれぞれ助成金交付申請額の1/3（各上限3.3万円））

（4）助成対象者：島田市商工会の会員事業所で組織する実行委員会

＜実行委員会の定義＞

・島田市商工会会員事業所が5者以上で組織し、出店をともなう事業の場合は出店者の半数が会員事業所であること

・実行委員会そのものが収益を得るような組織体でないこと

・部会、委員会事業との併用は不可とする

（5）助成対象事業：地域経済振興に資する事業（定めた定義に合致すること）

（6）助成対象経費：

・社会通念上、地域経済振興に必要な経費

・事業を行うにあたりインフラ的要素、基盤的な運営に必要な費用を担う必要最低限の経費

＜経費例＞

・会場設営費（事業を行うために要する工事、会場借用料、テント、机・椅子、音響・照明機器借用料等）

・警備費（警備員の配置等にかかる経費等）

・広告宣伝費（チラシ・ポスターのデザイン印刷費）

・ウェブサイト関連費（周知のためのウェブサイト作成費、ネット広告費用等）

＜助成対象外経費＞

・事業実施において業務の一部または全部を第三者に委託・外注する際にかかる経費

・来場者への頒布品（ノベリティ等）や抽選会などの景品の購入にかかる経費

・事前打ち合わせ、反省会の飲食代

・その他、審査会にて不適切であると判断された経費

※事業経費は可能な限り島田市商工会の会員事業所を利用すること。非会員事業所を利用しなければならない場合はその理由を明確にすること。

**４．申請方法、実施スケジュール**

（１）事前告知：令和７年5月～会員お便り、HP、LINEにて情報発信

（２）制度説明会：令和７年6月3日(火)　15時00分～　(会場：島田市商工会金谷支所1F会議室)

※本助成金の活用を検討している事業者においては説明会への参加を必須とする

（３）受付期間：令和７年6月4日(水)～6月27日(金)まで

※上記期間内に予算上限に満たない場合は、追加で受付期間を設ける場合がある

（４）審査日：令和７年7月８日(火) 19時00分～　(会場：島田市商工会金谷支所 1F会議室)

※審査には実行委員会メンバーが説明を行い、地域経済振興の定義に沿って審査を行う

※審査委員は島田市商工会総務委員会とする

（５）交付決定：令和７年7月中旬予定

**5．申請書類及び添付書類一覧**

（1）様式第1号　交付申請書

（2）様式第2号　事業計画書

（3）様式第3号　支出内訳書

（4）様式第4号　実行委員会名簿

（5）補助対象経費に係る見積書の写し

　　※申請書は島田市商工会ホームページよりダウンロードしてください

　　※必要事項を記入のうえ島田市商工会金谷支所へご提出ください

**6．効果検証**

　本助成金を実施した内容は効果検証と実績報告を義務付けます。

効果検証内容：定量（参加者数、来場者数、売上高、リーチ数、アンケート集計など）

定性（商品開発、販路開拓、認知度向上など）

**7．助成金支払いの流れ**

１．実行委員会による経費の立替払い

　　事業にかかる各種経費については、実行委員会が責任を持って事前に契約・支出を行い、支払いを完了

※領収書、契約書、納品書などの証拠書類を必ず保管してください。

２．実績報告書の提出

　　事業終了後、所定の様式により実績報告書と必要書類（領収書の写し、支出明細書等）を提出

３．助成金額の確定

　　提出された書類をもとに事務局にて内容を精査し、補助対象経費に該当する支出額を確定

　　※助成対象外の支出が含まれている場合は、対象外と判断された分を差し引いて助成金額を決定します。

４．助成金の支払い

　　確定した助成金額を申請時に指定された口座へ振込

**8．事業実施について**

　本助成金で実施する事業は、原則として実行委員会メンバーで運営とする。

**9．お問い合わせ**

　島田市商工会　金谷支所（担当：中村）　TEL：0547-45-4611